
2008. 輸出貨物情報訂正

業務コード	内 容
B I F	輸出貨物情報訂正

1. 業務概要

輸出貨物または積戻し貨物について、システム参加保税地域等*¹に搬入されている貨物情報および搬入予定先としてシステム参加保税地域等以外が登録されている貨物情報についての訂正を行う。

入力された内容に基づいて訂正を認めるか、訂正保留とするかをシステムで選定する。

訂正保留となった場合は、税関により保留が解除（「訂正保留解除（CAR）」業務による）されるまでの間、当該貨物は移動・取扱い等を行うことはできない。

（*1）システム参加保税地域等とは、システムに参加保税地域と「他所蔵置許可申請（TYC）」業務または「許可・承認等情報登録（保税）（PSH）」業務で登録された他所蔵置場所をいう。なお、システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

2. 入力者

CY、保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC

3. 制限事項

なし

4. 入力条件

（1）入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②蔵置場所がシステム参加保税地域の場合は、当該保税地域を管理する利用者であるか、貨物情報登録者*²、または申告（予定）者のいずれかの利用者であること。
- ③蔵置場所が他所蔵置場所の場合は、TYC業務またはPSH業務で他所蔵置許可申請者として登録された利用者であるか、貨物情報登録者、または申告（予定）者のいずれかの利用者であること。
- ④蔵置場所がシステム参加保税地域等以外の場合は、貨物情報登録者または申告者であること。

（*2）貨物情報登録者とは、「輸出貨物情報登録（ECR）」業務または「積戻し貨物情報登録（RCR）」業務で貨物情報を作成した利用者をいう。

（2）入力項目チェック

（A）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（B）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（3）船舶DBチェック

積載予定船舶コードが入力された場合は、当該船舶コードに係る船舶DBが存在すること。

（4）貨物情報DBチェック

- ①輸出管理番号に係る貨物情報DBが存在すること。
- ②輸出貨物または積戻し貨物であること。
- ③入力された蔵置場所がシステム参加保税地域等の場合は、当該保税地域に貨物が蔵置されていること。
なお、蔵置場所の入力がない場合は、入力者の管理する保税地域に蔵置されていること。
- ④ECR業務で搬入予定先としてシステム参加保税地域等以外に登録した貨物の場合は、輸出申告または積戻し申告がされていること。ただし、貨物が保税地域等に搬入される前に輸出申告が行われている場合（以下、搬入前申告という。）は、搬入後処理済であること。
- ⑤入力された蔵置場所において貨物が全量コンテナ詰めされていないこと。

- ⑥「搬入確認登録（輸出未通関）（B I C）」業務で搬入した未通関積戻し貨物であるか、「システム外搬入確認（輸出許可済）（B I E）」業務で搬入した輸出許可済貨物または積戻し許可済貨物の場合は、許可・承認番号が入力されていること。（それ以外の場合は、許可・承認番号の入力は不可。）
- ⑦入力された蔵置場所がシステム参加保税地域等の場合で、入力者が当該保税地域を管理する利用者または当該他所蔵置場所に搬入を行った利用者と異なる場合に、以下の項目の訂正でないこと。
- ・品名
 - ・総個数、個数単位コード
 - ・総重量、重量単位コード
 - ・総容積、容積単位コード
 - ・搬入年月日、搬入時刻
 - ・搬入個数
 - ・記号番号
 - ・入庫管理番号
- ⑧輸出申告または積戻し申告がされている貨物の場合は、以下の項目の訂正でないこと。ただし、搬入前申告済貨物（搬入後処理未済）を除く。
- ・輸出者コード、輸出者名
 - ・申告予定者コード
 - ・積載予定船舶コード、積載予定船名
 - ・積出港コード
 - ・出港予定年月日
 - ・社内整理番号
 - ・荷主リファレンスナンバー
 - ・記事
 - ・最終仕向地
- ⑨「船積情報登録（C L R）」業務により船積処理がされていないこと。
- ⑩事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。
- ⑪貨物取扱許可申請中でないこと。
- ⑫見本持出許可申請中でないこと。
- ⑬訂正保留中でないこと。
- ⑭「貨物取扱登録（改装・仕分け）（S H S）」業務により仕分親となっていないこと。
- ⑮「貨物取扱登録（仕合せ）（C H U）」業務により仕合親となっていないこと。
- ⑯P S H業務により以下の登録がされていないこと。
- ・亡失届受理
 - ・滅却承認
 - ・現場収容
 - ・税関内収容
 - ・その他の搬出承認
- ⑰貨物手作業移行されていないこと。
- ⑱貨物差止め登録がされていないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 訂正判定処理

入力内容に基づき訂正等を認めるか、訂正を保留にするかを判定する。

(3) 貨物情報DB処理

入力された輸出管理番号に対して以下の処理を行う。

①入力内容より貨物情報DBを更新する。

②輸出許可済貨物または積戻し許可済貨物（B I E業務で作成された貨物を除く）の場合で、総個数または個数単位コードが訂正された場合は、輸出許可内容変更申請が必要な旨を登録する。

③前述（2）により訂正保留になった場合は、訂正保留の旨を登録する。

(4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出貨物情報訂正通知 情報	なし	入力者 税関 (保税担当部門)
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 入力者が貨物情報登録者または申告(予定)者である (2) 入力された蔵置場所がシステム参加保税地域である	入力された蔵置場所の保税地域
	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 貨物が輸出(積戻し)申告前の貨物、または搬入前申告済貨物(搬入後処理未済)である (2) 入力者が申告予定者と異なる	入力された申告予定者
輸出貨物共通情報訂正 通知情報	以下の条件をすべて満たすとき、出力する (1) 貨物が分散蔵置されている (2) 分散蔵置先の保税地域がシステム参加保税地域である (3) 共通項目の訂正がされているか、または訂正保留となっている	貨物が蔵置されている他の保税地域

7. 特記事項

本システムにおいては、貨物情報、輸出申告情報は相互利用するよう設計されている。

本業務を実施する際には、次に示すように情報が相互に利用され、他利用者で作業が進んでいることが考えられるので、十分注意する必要がある。

貨物情報と輸出申告情報とは輸出者コード、輸出者名、申告予定者コード、品名、個数、個数単位コード、重量、重量単位コード、積載予定船舶コード、積載予定船舶名、積出港コード、出港予定年月日、最終仕向地コード、記号番号の相互利用をしているが、本業務では輸出申告情報の変更はしない。したがって、輸出申告事項登録業務がされている場合には、貨物情報と輸出申告情報の内容を一致させるため、別途、輸出申告情報の変更を行う必要がある。